

総則・評価特別部会における特別支援教育に関する議論、情報 に関わる資質・能力、健康・安全等に関わる資質・能力に関する 議論について

(特別支援教育に関すること)

平成27年12月22日

資料2-1 特別支援教育部会における検討状況（第4回まで）

平成27年12月22日

資料2-2 各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成28年1月18日

資料5 総則・評価特別部会（第3回、平成27年12月22日）に
おける主な意見

(情報に関すること)

平成28年1月18日

資料2-1 情報に関わる資質・能力について

平成28年1月18日

資料2-2 情報に関わる資質・能力についての参考資料

平成28年1月18日

資料2-3 現行学習指導要領における情報に関する主な記述

(健康・安全等に関すること)

平成28年1月18日

資料3-1 健康・安全等に関わる育成すべき資質・能力について

平成28年1月18日

資料3-2 健康・安全等に関する参考資料

健康、安全等に関わる育成すべき資質・能力

体育に関する指導、健康・安全及び食育に関する指導

一人一人の生活の質的向上、社会の活力の向上など

学校における体育・健康に関する指導(高等学校学習指導要領 総則1の3)

防災を含む安全に係る記載の充実が必要

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。
(小学校・中学校学習指導要領においても同様)

体育に関する指導

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・子供の体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校や地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。
- ・スポーツ基本計画に基づき、体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子供が十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。

○スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

健康・安全教育

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。
- ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。

○学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)

- ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
- ・安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

食育

○教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

- ・栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。

○食育基本法(平成17年法律第63号)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

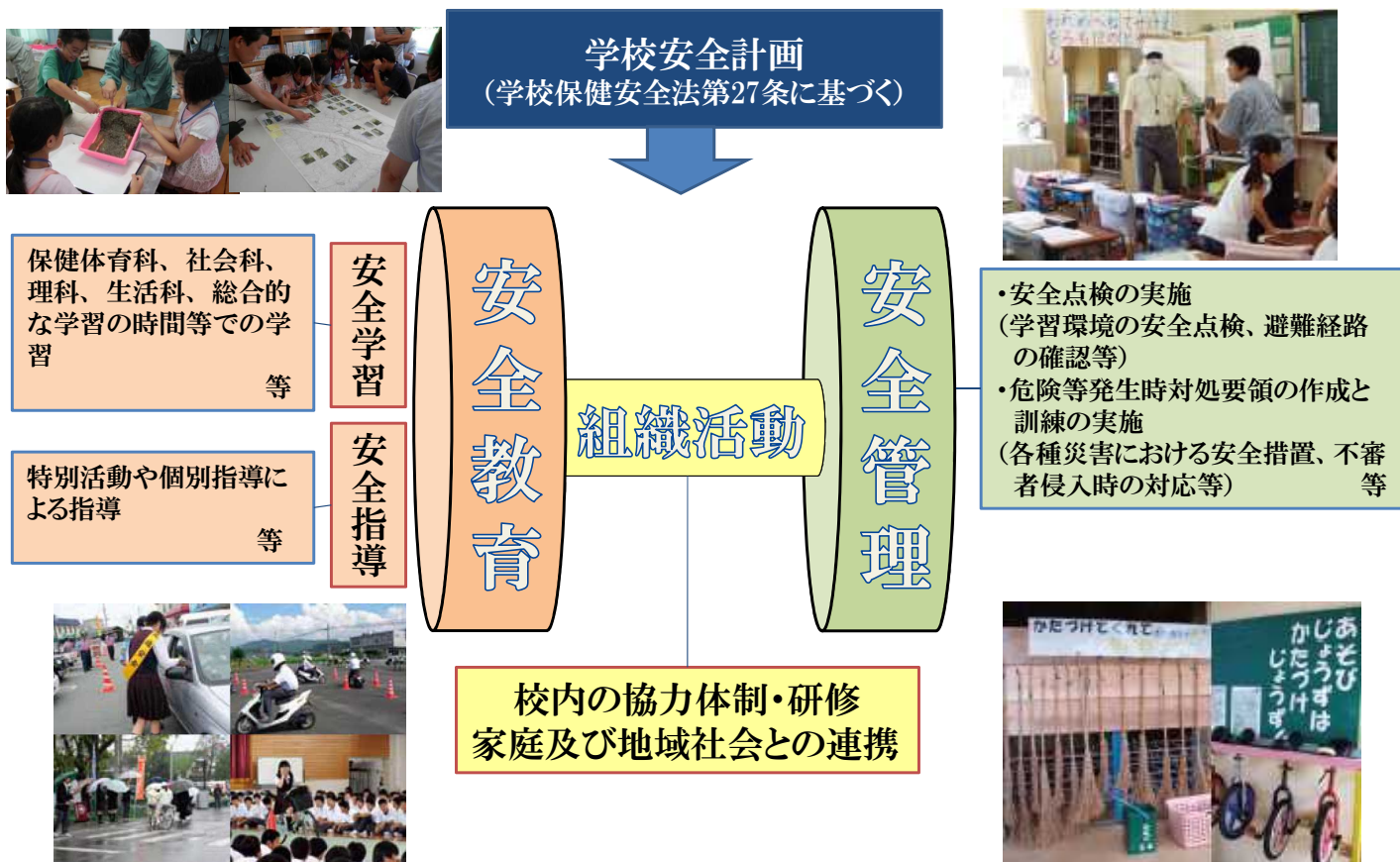
○学校給食法(昭和29年法律第160号)

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

安全に関わる資質・能力の育成

学校における安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



○特にこれからの時代に求められる資質・能力

(変化の中に生きる社会的存在として)【一部抜粋】

- ・平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる力をはじめ、生産や消費などの経済的主体等として求められる力や、**安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力を育んでいくこと**・・・などを、各学校段階を通じて体系的に育んでいくことの重要性は高まっていると考えられる。

○各教科・科目等の見直し

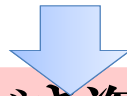
①総則【一部抜粋】

- ・学校の教育活動全体を通じて実施することが求められる事項(道德教育、**体育・健康や安全等に関する指導**、・・・)についても、既存の記載事項を踏まえつつ、総則において、育成すべき資質・能力や各教科等との関係性をより明確に示していくことが求められる。

現代的な課題に焦点化した教育について

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」

中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理



○安全に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

- 安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能
- 安全確保のための的確な思考・判断
- 安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動する力や態度に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

何を知っているか
何ができるか

安全な生活を送るための基礎となる
知識・技能
安全で安心な社会づくりの意義の理解

知っていること・できる
ことをどう使うか

安全確保のための的確な思考・判断に基づく
意思決定(意志決定)・行動選択(危険予測・回避)等

法令等
・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
・災害対策基本法
・交通安全対策基本法
・首都直下地震緊急対策推進基本計画
・国土強靱化基本計画
・教育振興基本計画
・気候変動の影響への適応計画
・学校安全の推進に関する計画
・第9次交通安全基本計画等

初等中等教育段階における安全(教育)に関する資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、安全な生活を送るための基礎的・基本的な知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断を育むとともに、安全で安心な社会づくりの意義に関する理解を育む。

現行学習指導要領等(平成20・21年告示)における改善充実

【安全確保のために主体的に行動する態度】

現行学習指導要領において引き続き「学校における体育・健康に関する指導」が示された。安全に関する指導は、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うこと、発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じた生涯を通じた健康、安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

【安全で安心な社会づくりの意義の理解等】

【幼稚園】

・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の育成

【小学校】

・集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動をとるための能力の育成【生活科】

・身近な生活における健康に関する基礎的な内容の理解と健康で安全な生活を営むための資質や能力の育成【体育科】

・心身ともに健康で安全な生活態度の育成【特別活動】

・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【中学校】

・個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】

・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成【特別活動】

・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力

【総合的な学習の時間】

【高等学校】

・個人及び社会生活における健康・安全に関する理解を深め、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】

・生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立【特別活動】

・情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力

【総合的な学習の時間】

次期改訂に向けた検討の方向性

◆初等中等教育段階で育成すべき安全教育に関わる資質・能力(安全な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、安全確保のための的確な思考・判断に基づく意思決定(意志決定)・行動選択、安全で安心な社会づくりに参加し貢献する情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点からの知識を主体的に行動に結びつけるための探究的・実践的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

◆安全で安心して生きるための資質・能力の中核となる資質・能力を体育科・保健体育科で育むとともに、特に防災については社会科をはじめとした関連教科等で育むなど、教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。

◆生活安全・交通安全に関する事件・事故等に対応した、安全確保のための基礎となる各教科等の知識・技能、主体的に行動する態度等を育むことにより、安全で安心な社会づくりの意義が理解され、生涯にわたって安全で安心な生活を送るための実践力につながるよう、保健体育科を中心とした各教科等の内容を検討(AEDを含む応急手当、交通ルールを理解等)。

◆東日本大震災をはじめとした様々な自然災害のリスクに対応した知識・技能等を育むことにより、安全で安心な社会づくりに貢献できる実践力につながるよう、社会科及び特別活動を中心とした関係教科等の内容を検討(地理的・歴史的観点から踏まえた災害に関する理解、防災上の災害要因の理解、安全・安心な地域づくりへの参画、主体的に危険を回避する判断力の育成等)。また、家庭・地域との連携の在り方についても検討。

安全教育・防災教育に関する指導内容の充実

- ・防災を含む安全教育を通じて育成すべき資質・能力を明確化し、その育成に必要な各教科等における指導内容を系統的に示す。
- ・また、教育課程の全体構造を念頭に置きながら、各教科等において、下記の点について充実を図る。

小学校

- ・自己の危険予測・回避能力の育成【体育科】
- ・災害発生時の行動や、基本的な交通ルール等についての指導の充実【生活科】
- ・災害における地方公共団体の働き、地域の人々の工夫や努力、地理的・歴史的観点を踏まえた災害に関する理解、防災情報に基づく適切な行動の在り方等に関する指導の充実【社会科】
- ・身近な地域における自然災害の危険性の理解に関する指導の充実【理科】
- ・日常的なけがの手当の充実や、危険予測・回避能力の育成【体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(様々な場面で災害が起きたことを想定し、児童が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

中学校

- ・自他の危険予測・回避能力の育成【保健体育科】
- ・地域社会における安全、防災上の災害要因や事故防止の理解、空間情報に基づく危険の予測に関する指導の充実【社会科(地理的分野)】
- ・安全・安心な社会づくりや、防災情報の発信・活用に関する指導の充実【社会科(公民的分野)】
- ・自然災害の原因、地域における自然災害の危険性、減災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・心肺蘇生法(AEDも含む)の実習を通した理解に係る指導の充実【保健体育科】
- ・自転車を中心に、道路交通の安全に関する知識・理解を促進する指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(生徒が自ら状況を判断し、支援者としての視点を含め行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

高等学校

- ・社会生活における危険予測・回避能力の育成【保健体育科】
- ・地域の自然環境と自然災害との関わりや、そこでの防災対策に関する指導の充実【地理】
- ・安全・安心な地域づくりへの参画や、防災関係制度に関する知識、現代的課題等の理解に関する指導の実施【公民科】
- ・自然災害の原因、自然災害の予測、防災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・心肺蘇生法(AEDも含む)の実習を通した原理や方法についての理解等、応急手当に係る指導の充実【保健体育科】
- ・我が国の犯罪の現状と安全対策や、安全な情報の選択・活用による犯罪被害防止などに関する指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実(地域社会の安全への貢献を含めて、生徒が自ら状況を判断し、行動する訓練等)、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

幼児教育

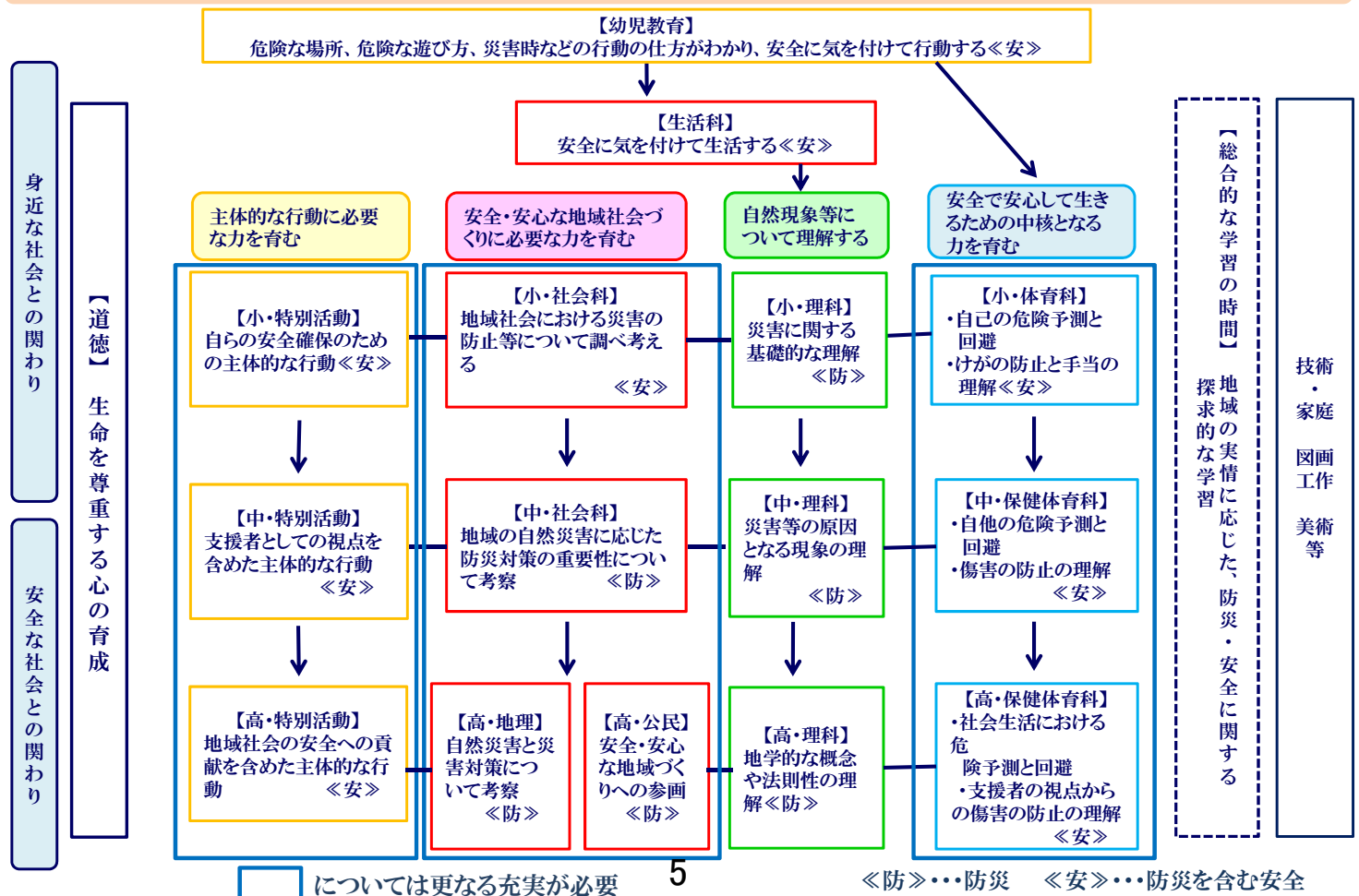
- ・幼児の情緒の安定を図り、遊びを通して、状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などがわかり安全についての理解を深める指導の充実

主体的に行動する態度や、共助・公助に関する教育の充実

- ・学んだことが「主体的に行動する態度」につながるよう、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)」の視点から、学習・指導方法の改善を図る。
- ・総合的な学習の時間において、防災を含む安全教育に関する学習活動の充実を図るため、事例の普及等を図る。
- ・道徳も含めた各教科等における指導が、共助・公助の観点から育成したい資質・能力に結びつくよう、指導の充実を図る。
- ・保護者や地域住民、関係機関と連携した取組の充実を図る。

防災を含む安全に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現

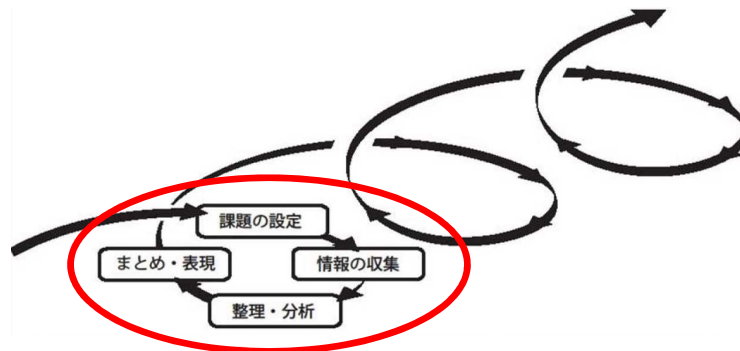


【総合的な学習における防災・安全に関する探究的な学習】

高等学校 総合的な学習の時間の在り方について(論点整理補足資料)

○各教科等を通じて、身に付けた力を総合的に活用できるようにし、地域の課題や社会的要請に対応(国際理解、情報、環境、福祉・健康や**防災・安全**、地方創生、創造的復興、ESDなど)

【総合的な学習における探究的な学習における児童・生徒の学習の姿】



■ 日常生活や社会に目を向け，児童・生徒が自ら課題を設定する。

■ 探究の過程を経由する。

- ① 課題の設定
- ② 情報の収集
- ③ 整理・分析
- ④ まとめ・表現

■ 自らの考えや課題が新たに更新され，探究の過程が繰り返される

「学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」から

食育に関わる資質・能力の育成

食育に関する指導の全体計画の策定・実施を通じて、児童生徒が生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決するための資質や能力を育成し、健全な食生活の実現に向かう情意や態度を育てることをねらいとしている



食に関する指導の全体計画
(学校給食法第10条に基づく)



学校全体で
組織的に活動

【食育の観点】

- 食事の重要性 ○心身の健康
- 食品を選択する能力 ○感謝の心
- 社会性 ○食文化

特別活動の時間（主に学校給食の時間）、
体育・保健体育、家庭科、技術家庭科、
生活科、理科、社会科、総合的な学習の
時間等での学習、個別指導 等

- ・食事の楽しさ
- ・望ましい栄養や食事のとり方
- ・食物の品質及び安全性の理解
- ・食物に関わる人々への感謝
- ・食事のマナー
- ・地域の産物、食にかかわる歴史



校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携



※幼児教育においては、幼稚園教育要領等に基づき、食育を通じた食習慣の形成等食に関する指導を行っている。

現代的な課題に焦点化した教育について

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」



中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理

○食育に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能
- 自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力
- 食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの食に関する課題解決的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか

(アクティブ・ラーニングの視点からの食に
関する課題解決的な学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

法令等

- ・教育振興基本計画
- ・食育基本法
- ・学校給食法
- ・食育推進基本計画
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・食料・農業・農村基本計画
- ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

健全な食生活を送るための基礎と
なる各教科等の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

自らの食生活を適切に判断し、
食に関する課題を解決する力等

初等中等教育段階における食育に関する資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力、食の大切さ、健全な食生活の実現に向かう情意や態度等を育む。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【健康な生活を送るための自己管理能力】

現行学習指導要領において、「学校における食育の推進」が示されたことを踏まえ、発達段階を踏まえた各教科等の特性に応じ、生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

【食育の意義の理解等】

【幼稚園】

・心身の健康に関する領域「健康」においては「内容の取扱い」として、食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることが盛り込まれた。

【小学校】

・家庭科においては「指導計画の作成と内容の取扱い」として、食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実資するよう配慮することが盛り込まれた。

・体育科保健領域においては「指導計画の作成と内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえて健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「内容」として、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が盛り込まれた。

【中学校】

・技術・家庭科家庭分野においては「内容の取扱い」として、食に関する指導については、技術・家庭科の特質を生かして、食育の充実資するよう配慮することが盛り込まれた。

・保健体育科保健分野においては「内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえて健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「内容」として、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が盛り込まれた。

【高等学校】

・家庭科においては「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」として、食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実資を図ることが盛り込まれた。

・保健体育科「保健」においては「内容の取扱い」として、食事、運動、休養及び睡眠及び食品衛生活動については、食育の観点を踏まえて、健康的な生活習慣の形成に結び付くように配慮することが盛り込まれた。

・特別活動においては、「指導計画の作成と内容の取扱い」として、学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うことが盛り込まれた。

次期改訂に向けた検討の方向性

◆初等中等教育段階で育成すべき食育に関わる資質・能力(健全な食生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力等、食の大切さや健全な食生活の実現に向かう情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点に基づく食に関する課題解決的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化。

◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。

◆生涯にわたって健全な食生活を実現するための基礎となる各教科等の知識・技能、活用に向かう情意や態度等を育むことにより、食事の重要性や感謝の心、食文化など食育の大切さや価値が認識され、その価値や健全な食生活を送るための自己管理能力を最大限に発揮させることが活力ある社会の実現に寄与することなど、食育の本質的な意義が理解・尊重されるよう、関係する教科等の内容を再検討。

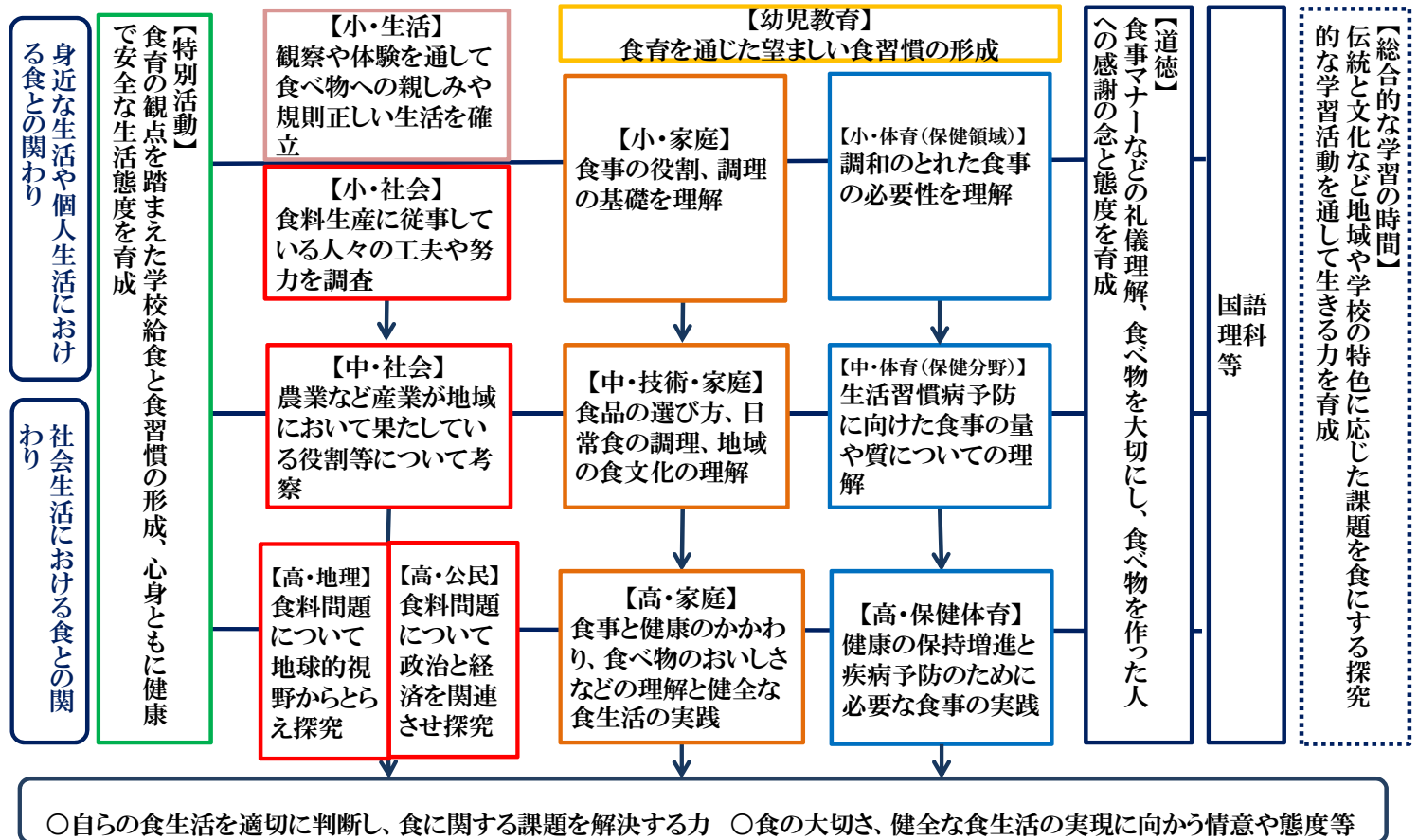
◆特に、20歳代～30歳代を中心とした若い世代では、健康や栄養に配慮した食生活の実践などの点で課題がある。そこで、これらの世代につながる高等学校の家庭科における食育の充実を検討。

◆発達段階に応じて食物アレルギーなど食に関する現代的課題を踏まえた内容について充実を検討

食育に関するイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現

【食育の観点】 ①食事の重要性②心身の健康③食品を選択する能力④感謝の心⑤社会性⑥食文化

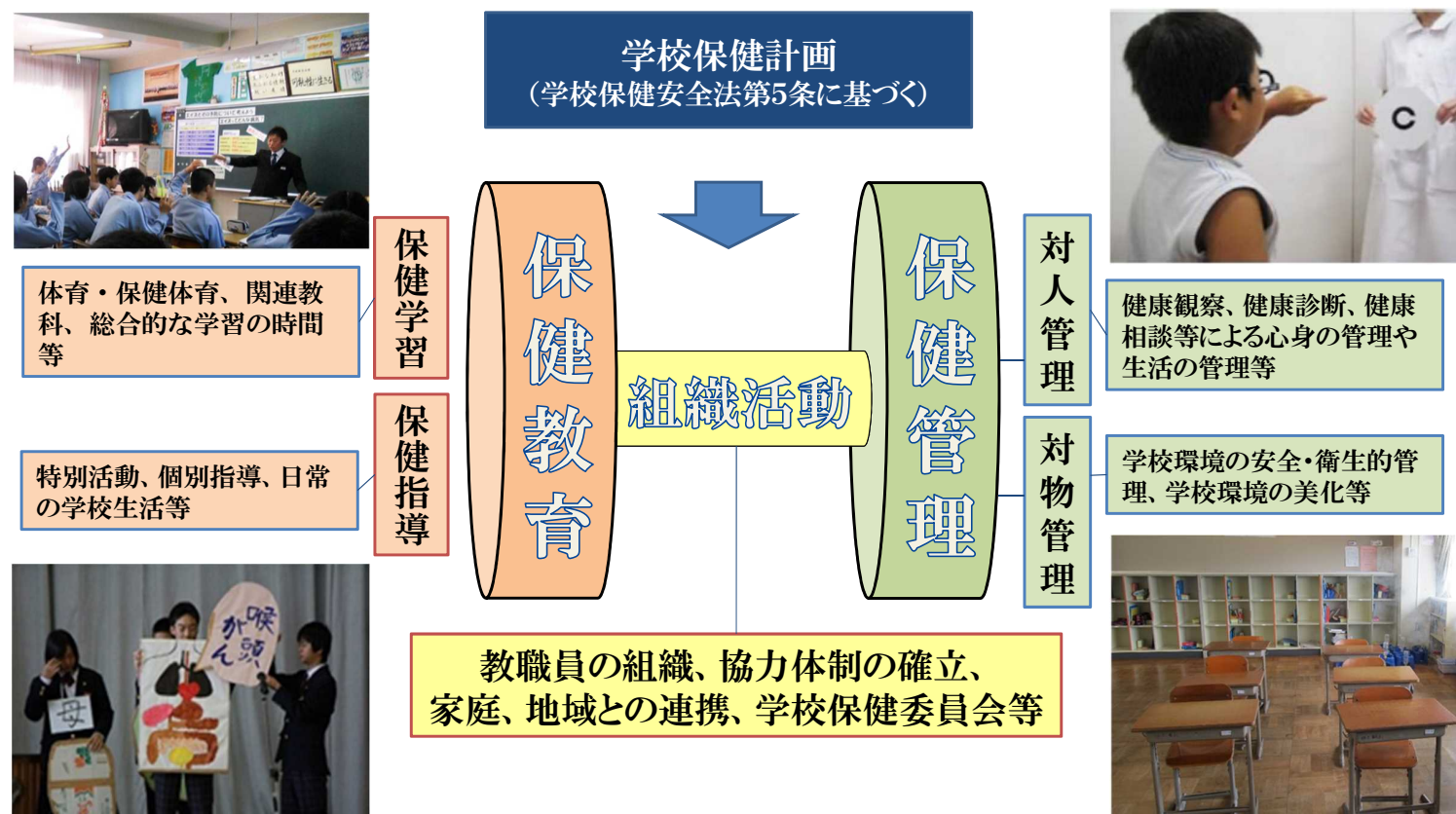


心身の健康の保持増進に関する指導の 資質・能力の育成

心身の健康の保持増進に関する指導と学校保健

学校保健計画の策定・実施を通じて、保健教育と保健管理を適切に行うことにより、児童生徒や教職員の健康の保持増進を目指す。これらの活動を円滑かつ効果的に推進するために組織活動が位置付いている。

心身の健康の保持増進に関する指導は保健教育にあたり、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことをねらいとしている。



現代的な課題に焦点化した教育について

「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育についても、これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを整理し、学習指導要領等の構造化の考え方の中で検討していくことが必要である。」

中央教育審議会教育課程企画特別部会 論点整理

○心身の健康の保持増進に関する指導に関わる「育成すべき資質・能力」とは何か。

- 健康な生活を送るための基礎となる各教科等の知識・技能
- 自らの健康を適切に管理し、改善していく力
- 健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

○そうした資質・能力をどのように育むか。

- アクティブ・ラーニングの視点からの健康に関する課題解決的な学習プロセスの実現

○教科等間相互の連携をいかに図るか。

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現

健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの
創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

法令等

- ・教育振興基本計画
- ・健康増進法
- ・歯科口腔保健の推進に関する法律
- ・アルコール健康障害対策基本法
- ・少子化社会対策大綱
- ・がん対策推進基本計画
- ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

健康な生活を送るための基礎となる
各教科等の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

自らの健康を適切に管理し、改善していく力
健康に係る情報を収集し、意思決定(意志決定)・
行動選択していく力 等

初等中等教育段階における心身の健康の保持増進に関する指導の資質・能力の育成に向けて

発達段階に応じて、健康な生活を送るための基礎となる知識・技能、自らの健康を適切に管理し、改善していく力、健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等を育む。

現行学習指導要領(平成20・21年告示)における改善充実

【健康な生活を送るための自己管理する力】

現行学習指導要領において引き続き「学校における体育・健康に関する指導」が示されたことを踏まえ、発達の段階を踏まえた各教科等の特性に応じた生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成が盛り込まれた。

【健康を自己管理する力の基礎となる各教科等の資質や能力等】

【幼稚園】

- ・十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲の育成

【小学校】

- ・身近な生活における健康に関する基礎的な内容の理解と健康な生活を送るための資質や能力の育成【体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【中学校】

- ・個人生活における健康に関する理解をとおして、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の育成【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

【高等学校】

- ・個人及び社会生活における健康に関する理解を深め、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成【保健体育科】
- ・心身ともに健康で健全な生活態度や規律ある習慣の確立【特別活動】
- ・福祉・健康など横断的・総合的な課題を解決する能力【総合的な学習の時間】

次期改訂に向けた検討の方向性

◆初等中等教育段階で育成すべき心身の健康の保持増進に関する指導に関わる資質・能力(健康を自己管理する力の基礎となる各教科等の知識・技能、自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力等、健康の大切さや健康の保持増進に向かう情意や態度等)が発達段階や各教科等の特性に応じて育まれるよう、各教科等の目標や指導内容を資質・能力の三つの柱に沿って構造化。

◆資質・能力を育むために必要なアクティブ・ラーニングの視点に基づく健康に関する課題解決的な学習プロセスの在り方を、体育・保健体育、特別活動、総合的な学習の時間等の特性に応じて明確化。

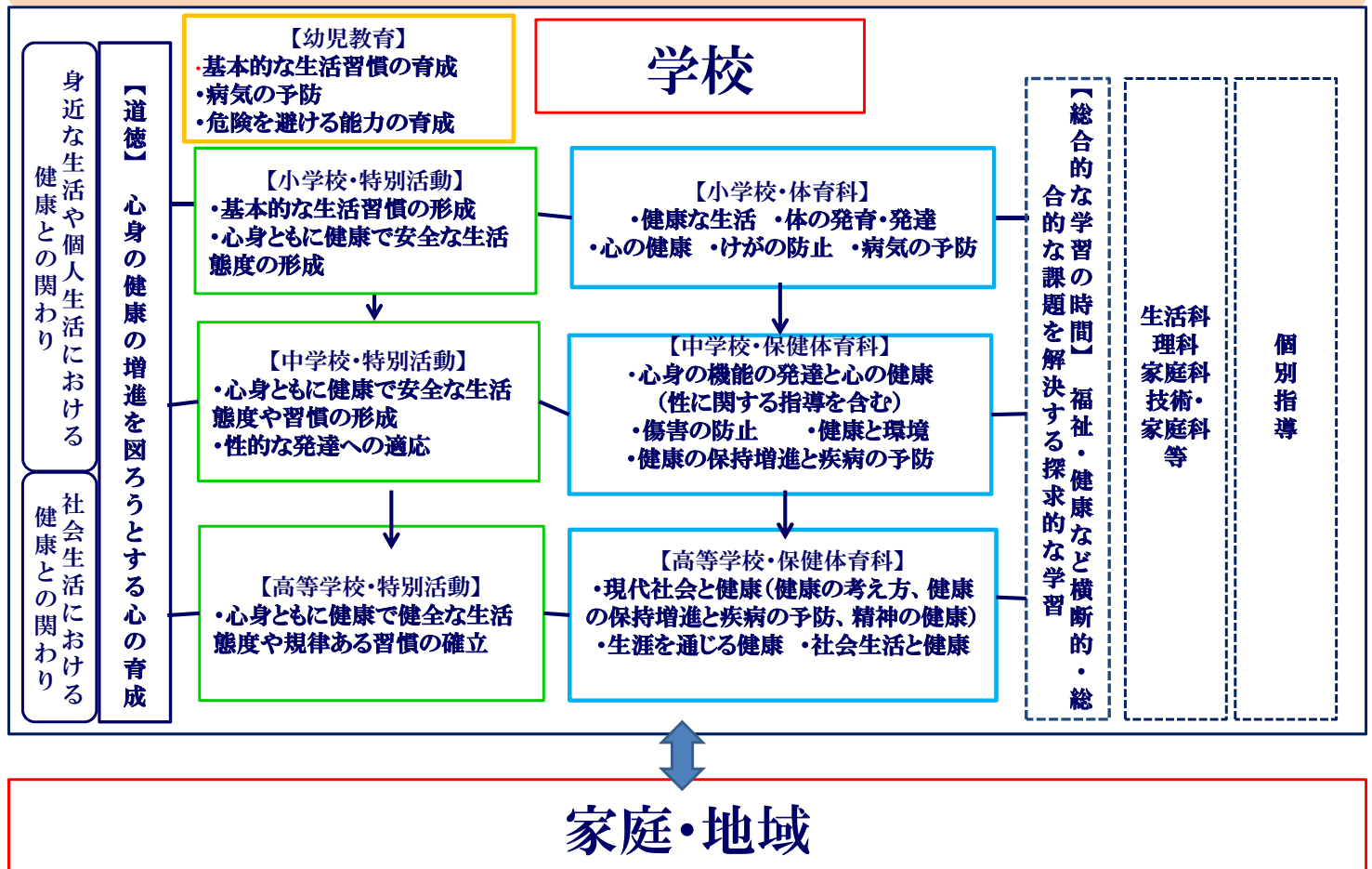
◆教育課程総体として育成すべき資質・能力が育まれるよう、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを実現。

◆健康を自己管理する力の基礎となる体育・保健体育、特別活動等の知識・技能、活用に向かう情意や態度等を育むことにより、自他の健康の大切さや価値が認識され、その価値や健康な生活を送るための自己管理する力を最大限に発揮させることが健康な社会の活力につながるなど、健康の本質的な意義が理解・尊重されるよう、体育・保健体育、特別活動等の内容を再検討。

◆現代的な課題や疾病構造の変化に対応した健康に関する体育・保健体育、特別活動等の知識・技能等を育むことにより、生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための実践力につながるよう、家庭・地域との連携を踏まえた内容を検討(少子高齢化、がん等)。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



法令上又は各種計画に根拠のある健康、安全及び食に関する教育

参考資料1

法令

- ◆ **防災**
 - **強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）**
（基本方針）
第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。
一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
二～七（略）
○ **災害対策基本法（昭和36年法律第223号）**
（施策における防災上の配慮等）
第八条（略）
2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
一～十七（略）
十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
十九（略）
- ◆ **食育**
 - **食育基本法（平成17年法律第63号）**
第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
 - **学校給食法（昭和29年法律第160号）**
（この法律の目的）
第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。
- ◆ **食品安全**
 - **食品安全基本法（平成15年法律第48号）**
（食品の安全性の確保に関する教育、学習等）
第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。
- ◆ **アルコール健康障害対策**
 - **アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）**
（教育の振興等）
第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。
- ◆ **がん**
 - **がん対策基本法（平成18年法律第98号）**
（医療保険者の責務）
第五条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。
- ◆ **少子化**
 - **少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）**
（ゆとりのある教育の推進等）
第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。
- ◆ **口腔衛生**
 - **歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）**
（基本理念）
第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
一・二（略）
三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。
- ◆ **健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三十三号）**
第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

法令に基づく各種計画

- ◆ **防災**
 - 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日閣議決定)
 - ・防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
 - 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)
 - ・学校等における防災教育の充実を含め全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる。
 - 教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)
 - ・学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。
 - 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定予定)
 - ・防災知識の普及啓発のため、学校における防災教育の取組の支援、浸水想定やハザードマップの公表の機会を活用した説明会や報道機関等を通じた啓発の実施、河川協力団体や住民等による河川環境の保全等の活動の支援を行う。土砂災害に対する正確な知識の普及のため、実践的な防災訓練や、児童、生徒への防災教育、住民への講習会、地方公共団体等職員等への研修等を推進する。
- ◆ **安全**
 - 学校安全の推進に関する計画(平成24年4月閣議決定)
 - ・安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
 - 第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)
 - ・学校においては、学習指導要領等に基づく関連教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努める。
- ◆ **薬物乱用防止教育**
 - 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)
 - ・学校等における薬物乱用防止教育を充実させ、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。
- ◆ **がん**
 - がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)
 - ・子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。
- ◆ **食育**
 - 食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定、平成25年12月26日一部改定)
 - ・学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要である。このため、学校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協力した食に関する指導体制を充実するための取組を促進する。
 - 子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)
 - ・生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。
 - 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)
 - ・高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。
 - 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)
 - ・食育、国際理解教育、法教育、金融教育、住教育などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。
- ◆ **熱中症**
 - 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定予定)
 - ・救急、教育、医療、労働、農林水産業、日常生活等の各場面において、気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施する。・・・学校における熱中症対策としては、熱中症事故の防止について、引き続き教育委員会等に注意喚起を行っていく。
- ◆ **少子化**
 - 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)
(教育)
 - 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。
 - 妊娠や出産などに関する医学的・科学的に正しい知識について、学校教育から家庭、地域、社会人段階に至るまで、教育や情報提供に係る取組を充実させる。特に、学校教育において、正しい知識を教材に盛り込む取組などを進める。

健康、安全等に関する参考資料

安全に関わる資質・能力の育成について

■ 三段階の危機管理に対応した安全管理と安全教育

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

事前の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切にかつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える

発生時の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発の防止を図る

事後の危機管理

■ 学校安全の三領域

生活安全 → 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全 → 様々な交通場面における危険と安全

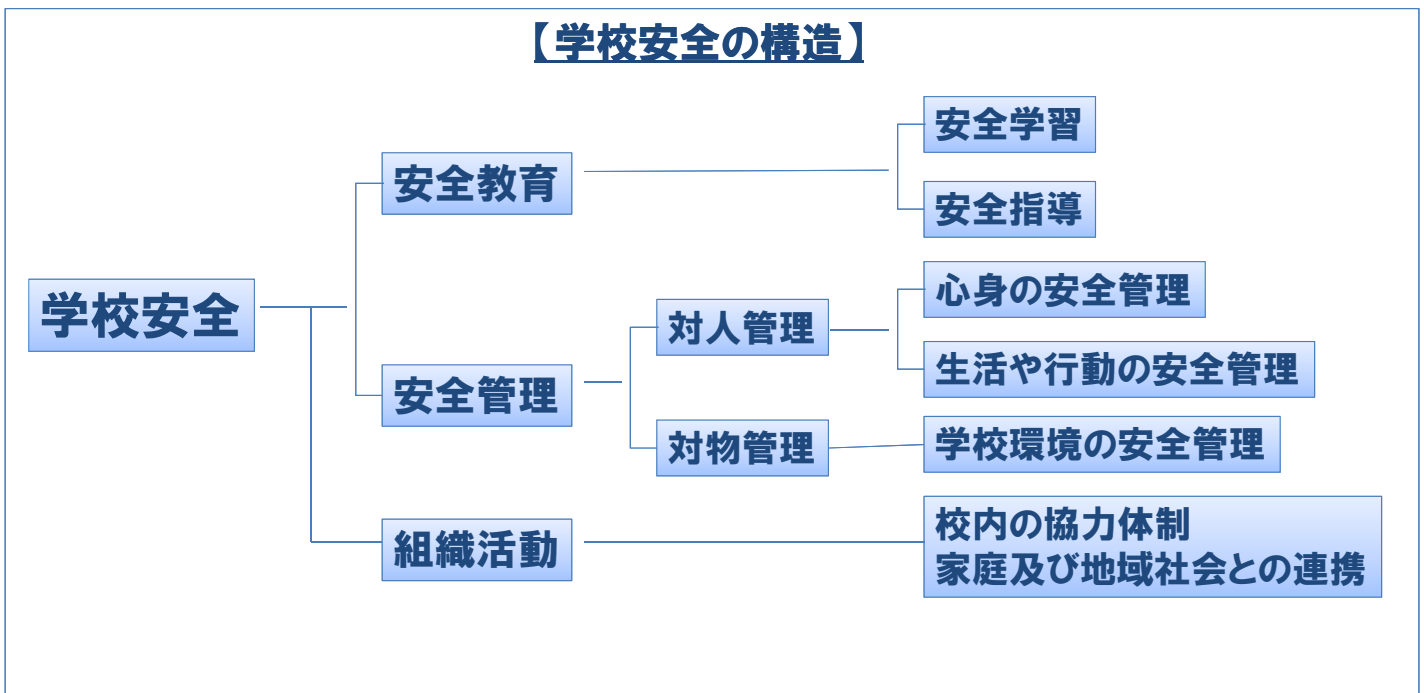
災害安全 → 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

『「生きる」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省)

学校安全の考え方とその内容

学校安全は、「**安全教育**」と「**安全管理**」、そして両者の活動を円滑に進めるための「**組織活動**」の三つの主要な活動から構成されている。

【学校安全の構造】



【安全教育の目標】

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、**生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う**とともに、**進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献**できるような資質や能力を養うことにある。

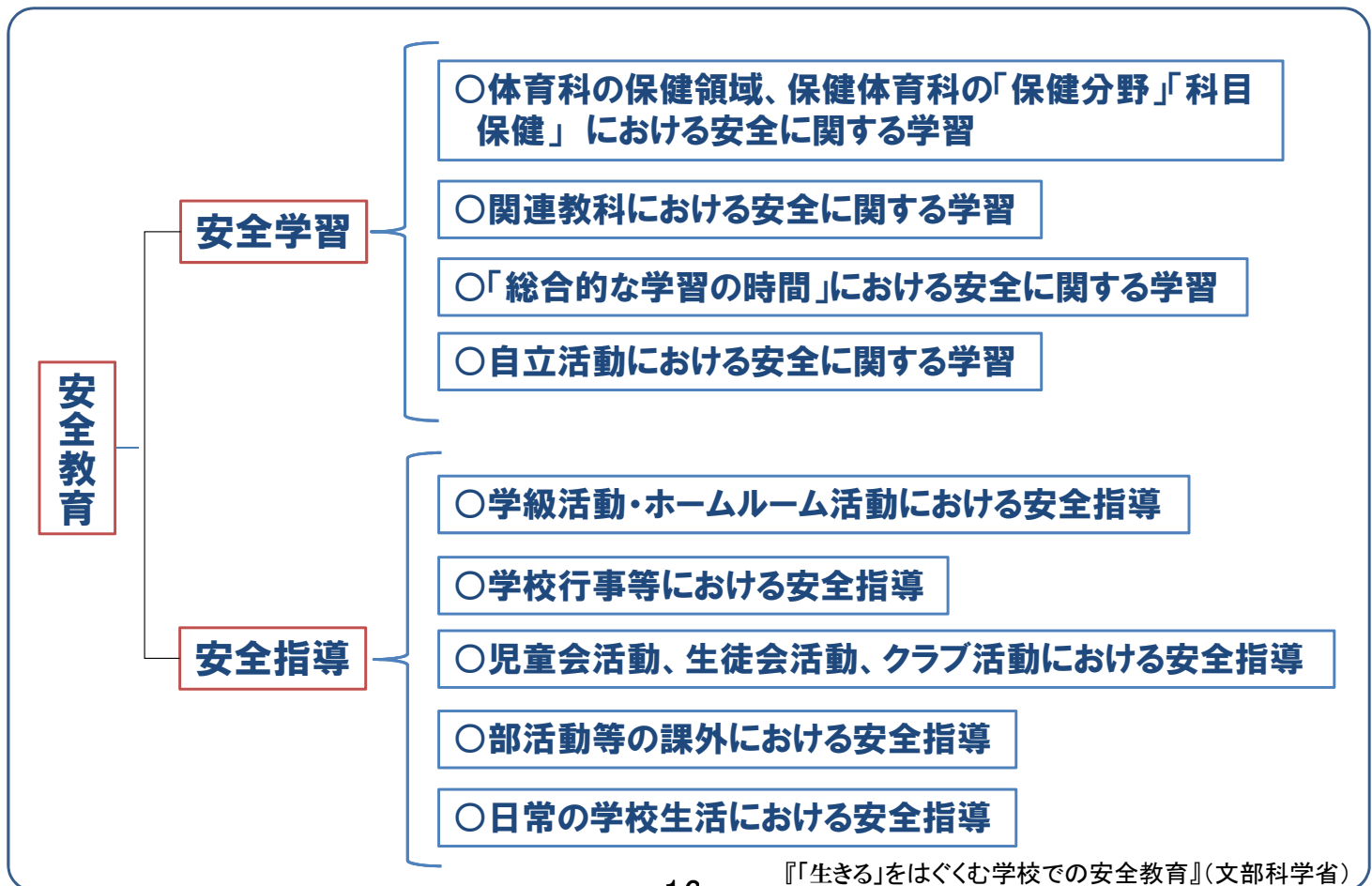
ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

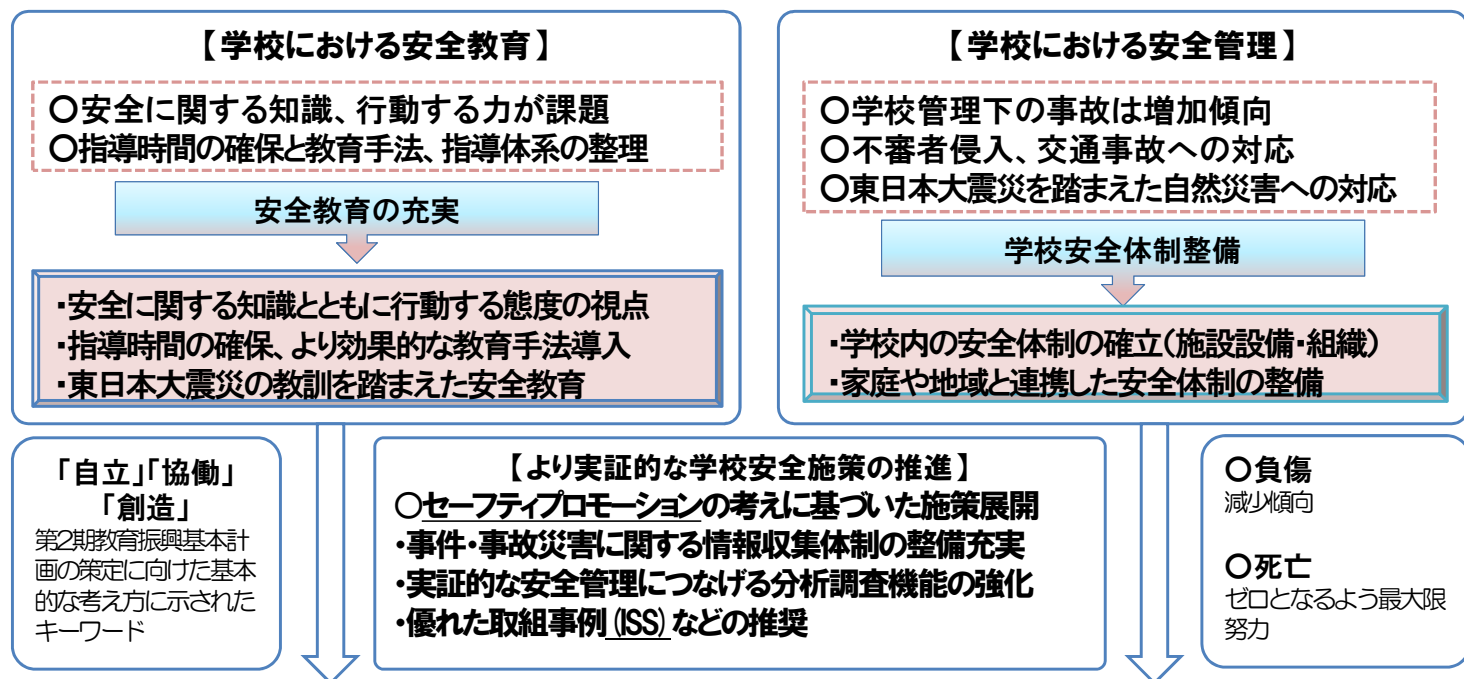
『「生きる」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省）

教育課程における安全教育



『「生きる」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省）

「学校安全の推進に関する計画」（＝今後の学校安全の方向性）



総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進

- *セーフティプロモーション：1989年9月にWHOから提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。
- *ISS: WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連動した認証活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。

学校における安全教育の充実について（中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会 審議のまとめ概要）

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

- 研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

3. 安全教育の評価

- 安全に対する意識・態度を評価する指標作り
- 学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等を検討

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

（方策例）

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

- 4. 安全教育を行う上での環境整備：安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討

次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、そのための時間の確保、指導内容のまとまりや系統性、中核となる教科等を位置づけることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題について検討。

総合的な学習における防災を含む安全に関する探究的な学習 【中学生の事例】

- ・日常生活に生かせるようパンフレット、ポスターなどにまとめ、家庭、地域に配布
- ・自分たちで考えた安全・災害対策の提案
- ・被災地等とICTを活用した情報共有・実践交流

- ・国内での災害、事故、犯罪発生状況などについて課題を設定
- ・地域の安全対策、防災対策について課題を設定
- ・発災後の必要な支援は何か、できることは何か課題を設定

課題の設定

まとめ・表現

情報の収集

整理・分析

- ・自分一人で行えること、地域の一員として協働で取り組むことなどの観点からの整理・分析
- ・調べた内容をマップなどに整理・分析し、事実や関係を把握する

- ・メディア、インターネットを活用した情報の収集
- ・地域フィールドワークによる情報の収集
- ・災害に対する日頃の備えについて地域住民からの聞き取り

特別活動における防災を含む安全に関する実践的な学習 【小学校の事例】

地震の揺れから自分の身を守る方法を考える

【事前指導】

【課題の把握】

【原因の追究】

【解決方法を考える】

【目標の自己決定】

【事後指導】

問題意識をもつ

つかむ

さぐる

見付ける

決める

実行する

- ・児童生徒、保護者に防災を含む安全に関するアンケート等を実施

- ・地震が起きた際の行動についてのアンケートを実施（不安に思っていること）

- ・問題意識の共有化を図る（アンケート調査結果の活用）

- ・アンケート結果から、個々が持っている不安や課題を共有する

- ・原因を整理し、解決に向けての方向性を明確化する

- ・実際に地震が発生した状況について考える

- ・話し合い活動を通して解決方法を考える

- ・様々な場所での避難について話し合う（身を守る方法）

- ・自分が実行すべき行動計画を自己決定する

- ・地震が起きた時に備えて、日頃からしておくことを決める

- ・設定した目標の実現に向け、実行する
- ・自己決定した内容について実施状況を振り返る
- ・避難訓練等で実際の行動を振り返り、次の課題を明らかにする

【概要】

教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、研究校を募集・指定し、現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法についての研究開発を行う。

都道府県	学校名	テーマ	研究開発の概要
宮城県	仙台市立七郷小学校	防災・安全教育	東日本大震災の教訓や体験を基に、防災教育学校を中心とした安全教育を独立した領域として創設し、児童が生涯にわたって自助と共助の意識をもって行動していく防災対応力や、危険を予測し回避する力、安全な社会づくりに貢献する心等を育む教育課程の研究開発を行う。
東京都	日野市立平山小学校	防災・安全教育	防災を中心とした安全教育に関連する指導小学校内容を統合・再編成して、未来へ生き抜く力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、主体的・協働的・創造的に行動する態度を育成するための学びの変革を図り、新たな教科等の枠組を構築する研究開発を行う。



防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業

28年度予算額(案): 224,822千円

趣旨・事業イメージ

我が国においては、東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、さらには、学校内外において不審者による子供の安全を脅かす事件などが数多く発生している。

- 児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育の充実
- 児童生徒等の生活の場である学校の安全管理体制の充実

が求められている。

◆教育手法の開発

- 地域の災害リスク(地震・原子力・火山・土砂災害等)に応じた、緊急地震速報等の各種情報ツールを活用した避難訓練の実施
- OAEDを含む心肺蘇生等に関する教育・訓練の推進
- 交通安全の意識や技能を高める教育手法の開発・推進
- 防犯を含む生活上の安全に関する教育手法の開発・推進
- 関係省庁(機関)が行う安全に関する取組と連携した教育手法の開発・推進

◆ボランティア活動の推進・支援

- 児童生徒の被災地へのボランティア活動派遣の推進
- 地域の災害発生区域での支援活動

◆学校の安全管理体制の充実

- 通路路合同点検等、登下校時の安全を確保する体制・システムの構築
- セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考に地域の学校安全関係者(有資格者等)、関係機関及び団体との連携・協力
- PDCAサイクルに基づく学校安全計画の評価と次年度計画への反映・実践



専門家等アドバイザーの指導・助言

都道府県教育委員会等
(実践地域・学校の指定)

文部科学省

優良な取組を行う学校・地域の実践事例収集

成果発表会の開催等による普及

ポータルサイト等を活用した全国での情報共有

成果

- 優良な実践事例の学校及び学校の設置者による共有
- 全国的な防災教育を中心とした安全教育の質の向上
- 学校及び地方公共団体等による取組の増加

食育に関わる資質・能力の育成について

食育推進基本計画

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針や目標、食育推進活動等の総合的な促進等について、食育推進基本計画を作成

【第2次食育推進基本計画】(平成23～27年度)

・「周知」から「実践」へ

- ・重点課題①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

・目標値

○ 朝食を欠食する子供の割合

【目標】

4. 1%(12年度) → 1. 5%(22年度) → 0%(27年度)

○ 学校給食における地場産物の活用割合

21. 2%(16年度) → 25. 8%(25年度) → 30%以上(27年度)

○ 学校給食における国産食材の活用割合(平成25年12月追加)

77%(24年度) → 77%(25年度) → 80%以上(27年度)

学習指導要領に基づく指導の充実

1 学習指導要領総則における記述

第1 教育課程編成の一般方針

3. 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。**特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。**また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

2 主な各教科等における記述

① 小学校家庭科、中学校技術・家庭科家庭分野

食に関する指導については、家庭科(技術・家庭科)の特質を生かして、食育の充実に資するよう配慮すること

② 小学校体育科保健領域、中学校保健体育科保健分野、高等学校保健体育科「保健」、食事、運動、休養及び睡眠(高等学校においては食品衛生活動を含む。)

食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮する

③ 小・中学校特別活動

食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

食に関する指導の内容の充実

○学習指導要領における食育に関する記述の充実(平成20年改訂)

- ・ 学校における体育・健康に関する指導に、新たに「**学校における食育の推進**」という概念を明確に位置づけ
- ・ 関係各教科(家庭科、保健体育等)において、**食に関する指導の記述を充実**
- ・ 小学校は23年度、中学校は24年度から全面实施

○「食に関する指導の手引」を改訂



○児童生徒向けの食生活学習教材、指導参考資料を作成、配布



学校給食における食物アレルギー対応

1. 食物アレルギー対応のための資料等の作成(平成26年度)

◇学校給食関係者向けの指針

学校や調理場での食物アレルギー対応を行うに当たって、特に給食関係者が押さえるべき考え方や留意すべき事項等を具体的に示した対応指針を作成

◇ガイドラインの要約版(日本学校保健会(監修:文部科学省))

平成20年「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の要約版として、緊急時の対応を含めて、教職員が容易に理解しやすい、すぐ見てすぐ使える図解入りの簡潔な資料を作成

◇研修用DVD(日本学校保健会(監修:文部科学省))

校内研修や行政が開催する各研修会の充実に資するよう、研修用教材(DVD)を作成

2. 周知・徹底

◇「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」による周知

○平成22年度から全国6か所を対象に講習会を実施

※平成26年度は、特に学校管理職の参加を促すとともに、開催地を全国6か所から10か所に拡大した上で開催

○平成27年度開催地

山梨(7/31)、茨城(8/21)、福岡(8/28)、岩手(9/4)、長野(9/11)、新潟(10/9)、青森(10/16)、広島(11/13)、長崎(11/17)、東京(1/25)で開催予定

◇その他、各種会議、研修会等における行政説明による周知

3. フォローアップ点検

◇地方自治体、学校における食物アレルギー対応取組状況について、継続的なフォローアップを実施

16

食育の先進的な取組(スーパー食育スクール)

先進的な食育の取組を行う 主なテーマと取組事例

食と健康

発達段階に応じた食育の実施と小児生活習慣病の診断との関連について検証

食文化

和食推進による教育効果の分析を行い、食文化への関心・理解度の関連について評価・検証

食とスポーツ

食育指導及び食生活改善の実施と体力向上との関連について検証

食と学力

評価指標「毎日朝食を摂る児童の割合」「朝食の栄養バランス」「家族と一緒に食事をする児童の割合」と学力向上の成果について評価し、食育との関連について検証

地産地消

地域での職場体験(菜園での農作業、収穫物の加工、加工品の販売)を生かした食育の実践と体力・学力との関連について検証

地域や関係機関との連携による取組の充実と科学的データに基づく検証によるエビデンスが出せることを重視

平成26年度指定校:33事業(42校)【小学校26校、中学校8校、高等学校5校、中高一貫校3校】

平成27年度指定校:30事業(35校)【小学校19校、中学校7校、高等学校6校、中高一貫校3校】

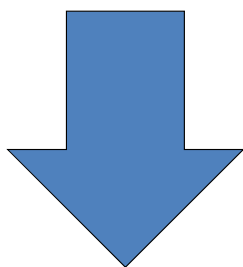
スーパー食育スクールの成果を分かり易く示し、普及啓発することで食育のより一層の充実を図る

心身の健康の保持増進に関する指導の資質・能力の育成について

保健学習と保健指導

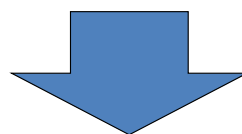
保健学習

- 知識体系に基づいた教科
- 全国の学校で共通の指導内容



保健指導

- なすことによって学ぶ領域
- 学級や学校で指導内容を決定



実生活での自己決定

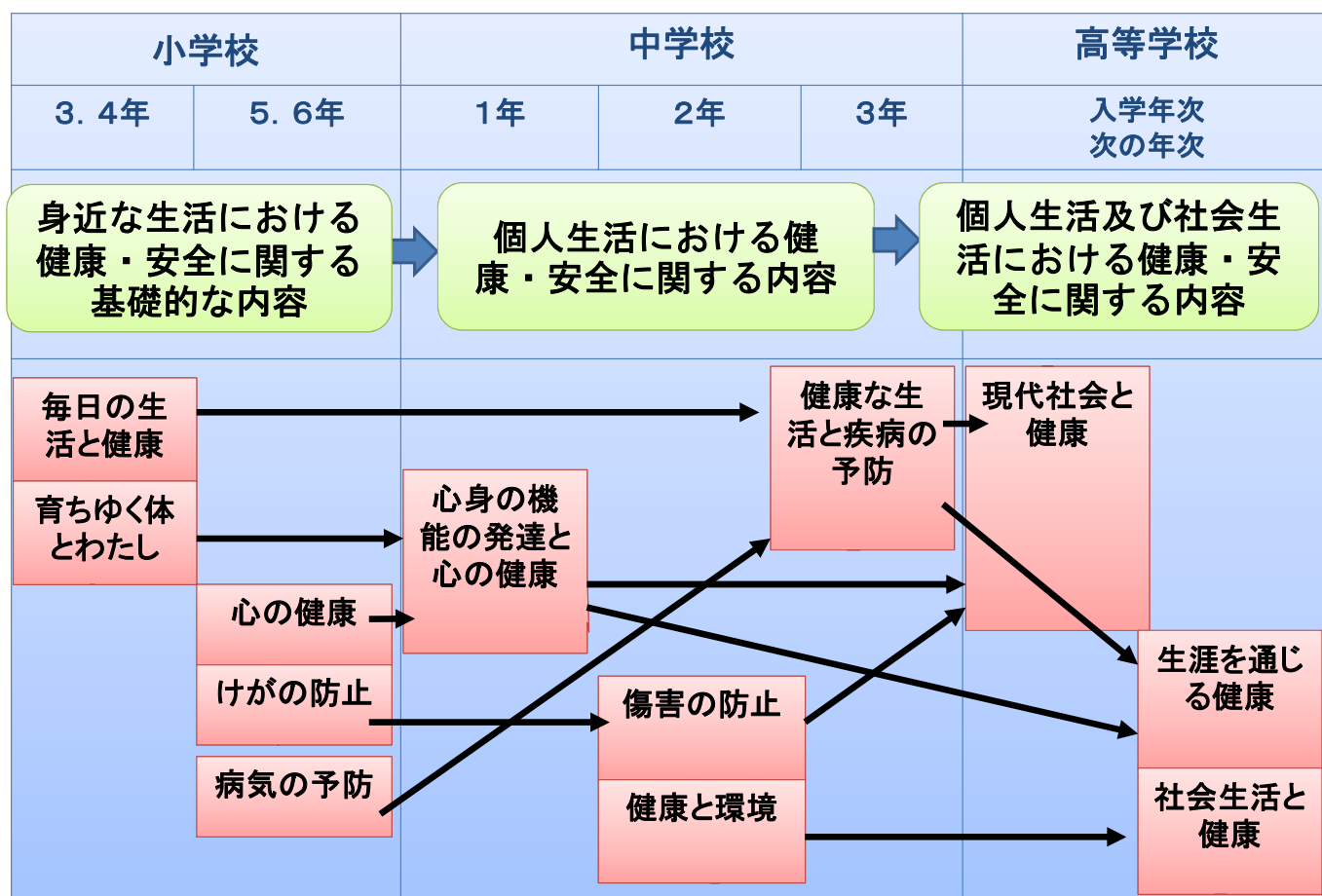
生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成

保健指導・保健学習の目標、内容等の概略

	個別の保健指導	特別活動における保健指導	保健学習
領域	個別指導（小グループ含む）	授業等（学級活動・児童生徒会活動・学校行事等）集団指導	授業
位置付け	学校保健安全法	学習指導要領	学習指導要領
目標	個々の児童生徒の心身の健康問題の解決に向けて、自分の健康問題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度の育成を図る。	各活動のねらいに沿って実施	学習指導要領のねらいに沿って実施
内容	日常生活における個々の児童生徒の心身の健康問題	児童生徒が共通して当面する現在及び将来にかかわる諸課題に対応する健康安全に関する内容	学習指導要領に示されている指導内容（全国共通）
指導の機会	教育活動全体	学級活動、児童生徒会活動、学校行事等	体育科・保健体育科の授業
進め方	発達段階及び個人差に応じて指導する。	学校の実態等に応じて、発達段階に即して取り扱う内容、時間を選定し、計画的に実施する。	学習指導要領に示されている指導時間
指導者	養護教諭、学級担任等、栄養教諭・学校栄養職員、学校医等	学級担任等、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医等	学級担任（小学校）等、教科担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等

*「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」 文部科学省 平成23年8月一部改編

保健の学習内容について



・ 小学校特別活動〔学級活動〕

〔共通事項〕

(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全
力 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

・ 中学校特別活動〔学級活動〕

(2) 適応と成長及び健康安全

キ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

・ 高等学校特別活動〔ホームルーム活動〕

(2) 適応と成長及び健康安全

ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立

学級活動(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全

生活上の課題をどう授業にするの？

例えば「望ましい食習慣を形成する」ためには

キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

題材「バランスのよい食事」(3学年)を例に

日常生活上の課題は、授業前などに20分程度の時間を設け計画的に指導するとよいでしょう。その際に「こうしなさい」と教えるのではなく「あなたはどうするの?」と問いかける指導にします。時に重要な課題は45分間の授業として取り上げます。その際は、効果的な資料の活用、質疑応答、実習、学校栄養職員、地域の機関などとの協力的な指導の工夫が効果的です。

自分の生活を
もっとよくしたい

